

鹿児島地方法務局からのお知らせ

沖永良部出張所の廃止について

これまで、和泊町、知名町の登記事務（不動産登記等）は、沖永良部出張所で取り扱ってきましたが、平成24年1月30日(月)をもって廃止されるため、同日から奄美支局において取り扱うこととなります。統合後は以下のサービス等を実施しますので、ご利用願います。

- ①月1回登記官を各町に派遣して、登記所を開設し、登記申請の受付及び登記相談を受けます。
- ②証明書発行請求機を和泊町民体育館に設置し、各登記の証明書を発行します。【平成24年1月6日(金)オープン】
- ③証明書の請求用紙を町役場に備え付け、郵送により証明書を発行します。
なお、オンラインでの各申請、請求も可能です。

●不動産及び商業・法人登記に関する証明書の請求方法等について

証明書の種類	請求方法	手数料
① 登記事項証明書 (不動産登記、商業・法人登記)	窓口請求、郵送請求	700円
	オンライン請求・送付	570円
	オンライン請求・窓口交付	550円
② 会社・法人の印鑑証明書	窓口請求、郵送請求	500円
	オンライン請求・送付	460円
	オンライン請求・窓口交付	440円

※<http://www.moj.go.jp/MINJI/> のホームページをご覧ください。

※和泊町民体育館に登記事項証明書等発行請求機を設置しており、①及び②の証明書を取得することができます。（手数料は窓口請求となります。）

●インターネット登記情報提供サービスの利用方法等について

情報提供の内容	利用方法	手数料
①不動産登記情報又は商業・法人登記情報の全部事項	本サービスは、登記情報の内容をインターネットに接続されたパソコン等の画面上で確認することができます。ホームページをご覧ください。 http://www.touki.or.jp/	380円
②不動産登記情報の所有者事項		130円

※ 証明書を取得することはできません。

●不動産登記の申請方法等について

①窓口申請、郵送申請

平成24年1月30日以降、和泊町、知名町に所在する不動産に関する登記申請については、奄美市局へ提出していただくこととなります。

②オンライン申請

平成24年1月30日以降、和泊町、知名町に所在する不動産に関する登記申請についての、対象登記所は「奄美支局」になります。ホームページをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/>

※月1回登記官を派遣し開設する派遣登記所において、登記申請の受付を行いますので、御利用ください。

※商業・法人登記については、鹿児島地方法務局登記部門において取り扱っています。

【お問合せ先】

鹿児島地方法務局

〒890-8518 鹿児島市鴨池新町1番2号 電話 099-259-0680

鹿児島地方法務局奄美支局

〒894-0026 奄美市名瀬入舟町23番1号 電話 0997-52-0376

鹿児島地方法務局沖永良部出張所（※平成24年1月27日まで）

〒891-9112 和泊町大字和泊12番地2 電話 0997-92-0136

